

# ガン告知の限界

顧問弁護士

ぴーすなう法律事務所  
魚住 昭三



## はじめに

たとえば、何らかの腫瘍の手術をした結果、それが悪性の腫瘍（ガン）であったとします。「あなたは手術の結果がガンだったかどうか知りたいですか」「医師が患者にそう質問したとしましょう。患者は「知りたくない」と言つたとします。医師が、「そうですか」と言つて結果を話さずいたら、患者は自分がガンだったと思わな

は様々な状況が起こりうるでしょう。

ガン告知については、現在の考えでは、必ず患者にガンであることを告知するのが通常なようです。それでも、告知すべきでない場合は存在するでしょうか。いろいろな条件で告知することに躊躇することは現在の医療で実際に起こっていることではないでしょうか。

## 2 具体例

そこで、幾つかの場

合について、考えてみたいと思います。

(1) 告知によつて患者本人に自死(殺)の可能性がある場合

仮に、ガン告知によつて自死(殺)の可能性がある患者が、医師のガン告知後に本当に自死(殺)した場合を考えてみます。倫理論の問題として、ガンを知した医師にとつては、無念さが残ることは想像するに難くないでしょう。

しかし、法律論の問題としてはどうでしょうか。ガンを知した医師に自殺関与罪(刑法202条、業務上過失致死傷罪(刑法210条)等の犯罪が認められるでしょうか。筆者は医師のガン告知と患者本人の自死(殺)行為との間に因果関係があるか否かが問題となると思います。

例えば当該患者本人が「ガンと分かつたら私は絶対自死(殺)する!!」等と常日頃叫んでいたのに敢えて医師がガン告知をした等の特段の事情が無い限り、医師のガン告知と患者本人の自死(殺)行為との間に因果関係は認められないと思います。その結果、筆者は、がんを告知した医師には、自殺関与罪、業務上過失致死罪等の犯罪は認められないと思います。しかし、この点は、異論がある所かも知れません。

告知をした等の特段の事情が無い限り、医師のガン告知と患者本人の自死(殺)行為との間に因果関係は認められないと思います。その結果、筆者は、がんを告知した医師には、自殺関与罪、業務上過失致死罪等の犯罪は認められないと思います。しかし、この点は、異論がある所かも知れません。

(2) 家族から「どうしても本人には言わないでほしい」と依頼された場合

筆者は、このような事態がなぜ問題になるのかよく分かりません。医師のガン告知の問題は、患者本人の自己決定権の問題であると考えるからです。家族がどのような事情から「どうしても本人には言わないでほしい」と依頼するのか。家族の事情とは、家族の権利の問題ではないかと思うのです。患者本人の自己決定権と家族の何らかの権利の問題の相克と捉え

ると、患者本人の自己決定権の利益が優先すると考えます。常に患者本人の自己決定権の利益が優先すると言うつもりはありませんが、例外的に家族の権利が優先するという「特段の事情」の事情とは如何なるものか、筆者は考えつきません。

## 3 あとがき

私は、上記のような場合、インフォームド・コンセントの観点から、事前に患者からガン告知の要否を確認していたらどうかとも勝手に考えています。

本稿は、筆者個人の勝手な考えですので、偶然この論考を目にされた読者の方々のご意見を頂ければ幸いです。

## 【参照文献】

『裁判例から学ぶインフォームド・コンセント―患者と医療者をつなぐために―』(2016年8月8日、民司法研究会発行)

## 【著者】

福岡博孝・増崎英明

無断転載禁止